一六〇五・五五	たこ		A	
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシェル		A	
一六〇五・五七	あわび		A	
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		A	
一六〇五・五九	その他のもの		A	
	いか			
	気密容器入りのもの			
	米を含むもの		X	
	その他のもの	一〇・五%	P	
	その他のもの		X	
	米を含むもの		X	
	その他のもの	一〇・五%	B7	
	その他のもの		A	
一六〇五・六一	その他の水棲無脊椎動物		A	
一六〇五・六二	なまこ		A	
一六〇五・六三	うに		A	
一六〇五・六九	くらげ		A	
	その他のもの		A	
	糖類及び砂糖菓子			
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）		X	
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）			
一七〇一・一二	てん菜糖		X	
一七〇一・一三	この類の号注2の甘しゃ糖		X	
一七〇一・一四	その他の甘しゃ糖		X	
	乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの		S	
	分蜜糖		S	
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
	精製用のもの（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計の読みで九九・三度未満に相当するものに限る。）	一キログラムにつき一〇三円一〇銭	PS	
	その他のもの		X	
一七〇一・九一	香味料又は着色料を加えたもの		R	
一七〇一・九九	その他のもの		S	
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル			
	乳糖及び乳糖水			
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの		A	
一七〇二・一九	その他のもの		A	
	かえで糖及びかえで糖水			
一七〇二・二〇	かえで糖		X	
	かえで糖水		R	

(7)

一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）		R	
	香味料又は着色料を加えたもの		X	
	その他のもの		R	
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）			
	香味料又は着色料を加えたもの			
	その他のもの			
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）		A	
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		X	
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）		R	
	砂糖及び砂糖水			
	人造蜂蜜及びカラメル			
	人造蜂蜜			
	カラメル			
一七・〇三	ハイ・テスト・モラセス		R	
一七〇三・一〇	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの		R	
	その他のもの			
	香味料又は着色料を加えたもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
	ソルボース			
	その他のもの			
	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			
	甘しゃ糖蜜			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの		A	
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの			
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの		R	
	その他のもの		X	
一七〇三・九〇	その他のもの			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	三%	B5	
	その他のもの			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）		R	
	その他のもの		X	
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）		X	

(16)